新計画において示すべき安全確保 に係る取り組みのあり方について - 検討の方向性 -

平成16年8月24日



現行長期計画で求められている安全確保に係る取り組みと計画策定以降の動き(1)

現行長期計画

■品質保証体制・保守管理活動の原子炉等規制法に基づ〈保安規定への記載と実施状況の検査 宝期東業者検査制度及び健会性部価の道〉

現行長期計画策定以降の動き

国は、国民の生命と財産を守る観点から、厳格な安全規制を行う責務を有している。国においてはウラン加工工場臨界事故を踏まえて強化された原子炉等規制法に基づき事業者の保安規定の遵守状況の検査等を行うこととされ、また、原子力安全委員会は、設置許可後の行政庁による規制の状況を調査により把握、確認するなど安全規制の強化を図ることとされているが、その際、規制する側と規制される側との間に健全な緊張関係が確固たるものとして構築、維持されるよう、最善の努力を行うことが必要である。

■定期事業者検査制度及び健全性評価の導入

■工事計画認可対象の明確化

- ■事故·故障等の報告基準の明確化
- ■定期安全レビューを原子炉等規制法に基づ〈保安規 定に規定
- ■安全規制体制の大幅強化

本来国民一般に禁止されている事業を許可を受けて行う事業者は、安全確保の第一義的責任を有しており、その責任は重大である。事業者は、自主保安活動によって、安全確保の実効性を上げるとともに、経営責任者が安全を最優先させる考えを組織内全体に徹底させるため、最善の努力を行うことを期待する。また、研究者、技術者の育成に当たっては、安全についての教育を充実させていくことが必要である。

■品質保証システム改善、企業倫理遵守の徹底等に係る民間事業者の取り組み



行、循環等に関する基礎的な研究を総合的に推進していくことが必要である。さらに、これらの研究成果を、放射線の健康リスクの評価、合理的な防護基準の設定な

どに取り入れていくべきである。

現行長期計画で求められている安全確保に係る取り組みと計画策定以降の動き(2)

現行長期計画	現行長期計画策定以降の動き
さらに、事故を機に、原子力関係者によってニュークリアセイフティーネットワーク等が設立されたが、これらを通じて産業界全体として安全意識の高揚や情報、経験の共有化を進めるとともに、原子力産業全体としての倫理の向上に努めることが期待される。 これらに加え、国、事業者は、故障、トラブルから得られた教訓や内外の最新の知見を安全対策に適時適切に反映させることが重要である。	■軽微な事象を含めた情報の収集・提供体制の整備
さらに、国は、常に最新の科学技術的知見を安全規制 に反映させるとともに安全確保に必要な科学技術的基 盤を高い水準に維持するため、環境放射能、放射性廃 棄物、原子力施設等の各分野について原子力安全委員 会が決定する安全研究年次計画に沿って、関係機関の 連携を図りつつ研究を着実に推進することが必要であ る。 また、放射線の人体影響や環境中の放射性物質の移	■リスク情報を活用した原子力安全規制への取り組み (原子力安全委員会、原子力安全・保安院) ■原子力安全委員会による重点安全研究計画の策定 ・原子力安全委員会及び規制行政庁が行う原子力安全の確保のための 安全規制の向上に向け、重点的に進めるべき研究及びその推進に関する事項を新たに策定した。研究対象分野は、規制システム、軽水炉、核 燃料サイクル施設、放射性廃棄物・廃止措置、新型炉、放射線影響、原

子力防災。



新計画策定会議等でいただいた安全確保に係る取り組みに関するご意見(1)

- 国民の原子力への不信が高まっている中、国及び事業者は、安全確保に係る取り組みを確実に実施し、安全の実績を積み重ねることにより、国民の理解を得ていくことが必要ではないか。
- 安全について、国民に一方的な情報を押しつけるのではなく、原子力の抱えるリスクについてわかるように情報公開と説明(リスクコミュニケーション)を行うことが重要ではないか。
- 最新知見の規制への反映及び最新技術等の反映によるプラント 等の信頼性の一層の向上が重要ではないか。
- 原子炉の高経年化や耐震設計に係る規制、より実効性のある 規制体制等、安全規制に関わる検討が必要ではないか。
- 原子力発電所に対するテロ活動等に対する万全な防止対策を 講ずることが必要ではないか。



新計画策定会議等でいただいた安全確保に 係る取り組みに関するご意見(2)

- 原子力施設で働く従業員及び周辺住民の安全確保が確実になされることが、それが地域社会で存続できる前提条件。今回の事故はこの信頼性を損ねるもので誠に残念。再発防止の徹底を。
- 我が国で原子力発電は、安全性、信頼性を事業者自らが管理できるという特色を持ちエネルギーセキュリティの確保に寄与するものとして、積極的利用が進められてきている。この方針を今後とも維持していくためには、内外で経験された原子力施設事故・故障を、特に高経年施設におけるそれは一層注意深く、分析して、その再発防止に係る知見を全ての原子力施設運転管理者で共有する取り組みを強化すべきではないか。



この検討は、関西電力(株)美浜発電所3号機の事故に関する原子力安全委員会及び原子力安全・保安院による原因究明や対策の検討結果等を踏まえる必要があるが、現時点で考えられる方向性は次のとおり。

- 原子力施設の運転管理者が、その設備のライフサイクル全般にわたる運転管理を施設で働く人々と公衆の安全を確保しつつ行うのに必要十分な技術力とは何か。またそれが適切な水準に維持されているかどうかを継続的に見直し、改良改善を図っていく仕組みを強化するべきではないか。
- 規制当局と原子力施設の運転管理者は、内外の事故・故障から教訓を引き出し、これ を規制活動や運転管理の現場の隅々においてまで共有化する仕組みの妥当性を評価 し、改善を図る活動を強化するべきではないか。
- 原子力施設の運転管理者は、品質保証活動等により原子力発電所等で働く人々及び 公衆の安全確保に係る活動が適切に行なわれているという信頼感を地域社会に提供 する責任を有していることを踏まえて、安全確保に係る活動と地域社会との相互理解活 動を強化するべきではないか。
- なお、高経年化等に係る規制検討、テロ対策等に関わるご意見については、原子力安全全委員会、原子力安全・保安院及び文部科学省においても検討されることが適当ではないか。